令和７年度浦添市電算用消耗品単価契約書（案）

「契約の要項」

（１）　契約の目的　　　浦添市電算用消耗品単価契約

（２）　品質規格等　　　別紙「電算用消耗品単価契約明細書」のとおり

（３）　契約単価　　　　別紙「電算用消耗品単価契約明細書」のとおり

（４）　契約期間　　　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

（５）　契約保証金　　　浦添市契約規則第６条による

（６）　納入場所　　　　浦添市役所　企画部情報政策課内

（７）　代金支払方法　　甲が乙の指定金融機関の口座に振り込む。

浦添市長　松本　哲治（以下、「甲」という。）と○○○○○○○○（以下、「乙」という。）とは物品の売買について次葉以降の内容によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

令和　年　月　日

甲 浦添市安波茶一丁目１番１号

浦添市長　松本　哲治

　　　　　　　　　　　　乙

一般条項

（完全合意）

第１条　本契約は、締結日現在における甲及び乙の合意を規定したものであり、本契約締結前に両者間でなされた協議内容若しくは合意事項又は一方当事者から相手方に提供された各種資料若しくは申し入れ及びこれに類するものと本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとする。

２　本契約に記載されている内容は、甲及び乙の間における本契約に関する合意内容の全てであり、本契約に基づき取り引きされる製品（以下、「物品」という。）に関し、甲及び乙は、本契約に記載されている内容以上の義務及び責任を有しない。

（契約金額）

第２条　物品の単価は、別紙「電算用消耗品単価契約明細書」（以下、「明細書」という）

のとおりとする。

 （納入及び検収）

第３条　乙は、甲より発注のあった物品について、明細書に定める期限内に、納品書を添えて甲に納入するものとする。

２　甲は納入の通知を受けたときは、乙の立ち会いの下で物品の検収を行うものとする。

３　乙は前項の検収に立ち会わないときは、その検収の結果につき、立ち会わないことによる異議を申し立てることはできない。

４　第２項の検収に合格しないときは、乙は直ちに納入した物品を取り替えて、甲の指定する期日までに再検収を受けなければならない。この場合において、物品の納入及び再検収等については、前３項の規定を準用する。

５　第２項及び前項の規定による検収の合格をもって、甲の検収は完了とする。

６　乙は、納入物品が甲の行う検収に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物品を甲に引き渡さなければならない。

 （納入期限の変更）

第４条　次の各号に該当する事由が生じた場合は、乙は甲に対し、納入期限の変更を申し入れることができる。

(１)　本契約に定められた甲の確認又は承認が規定の期間内に行われなかったとき。

(２)　甲の担当者が本契約の履行に必要な協力を行わなかったとき。

(３)　天災、地変その他乙の責に帰することのできない事情により、納入期限に納入することができなくなったとき。

(４)　その他、甲の認める特にやむを得ない事情により、納入期限に納入することができなくなったとき。

２ 前項に基づく申し入れは、納入期限変更の理由と納入物品の内訳を書面に明記し、乙の主任担当者がこれに記名押印した上で、これを甲に通知することにより行うものとする。

３　第１項の申し入れが行われたときは、甲及び乙は直ちに変更の内容及び変更日程について協議を行い、新たな納入期限を設定するものとする。

（代金の請求及び支払）

第５条　乙は、物品について第３条の規定による引き渡しを終えた後、所定の手続きに従って既納物品の代金に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額について、支払いを請求することができる。

２　消費税及び地方消費税相当額は支払時点において算出し、その算定に関して１円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。

３　甲は、第１項の請求を受理し、当該請求が適切であると認めるときは、その日から起算して30日以内にこれを支払わなければならない。

（秘密保持義務）

第６条　本契約において、秘密情報とは次の各号に示すものをいう。

(１)　秘密である旨の表示をした書面で開示された相手方固有の業務上、技術上又は販売上の情報

(２)　秘密である旨明示して口頭若しくはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上又は販売上の情報であって、開示後10日以内に相手方に書面で提示された情報

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとする。

(１)　開示の時点で既に公知のもの又は開示後秘密情報を受領した当事者(以下、「受領者」という。)の責によらずして公知となったもの

(２)　受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

(３)　開示の時点で受領者が既に保有しているもの

(４)　開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

３　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約に関連して知り得た秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

４　前項にかかわらず、甲及び乙は、裁判所の命令その他法令により第三者への開示又は提供を強制されたときは、可能な範囲内で最大限に秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求したうえで、秘密情報を当該第三者に開示又は提供することができる。

５　第１条第１項の規定にかかわらず、本契約に関連して別途甲及び乙の間で秘密保持に関する契約等を締結しているとき又は締結するときは、当該契約等の規定と本契約が異なる範囲において、当該契約等の規定が本契約に優先して適用される。

６　本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

（変更契約）

第７条　甲及び乙は、本契約書記載の事項につき変更する事由が生じた場合は、速やかに変更契約を締結しなければならない。

（遅延賠償金）

第８条　甲又は乙が、本契約により生ずる金銭債務(手形債務を含む)の弁済を怠ったときは相手方に対し支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償金として徴収する。

２　乙の責に帰すべき事由により、決定された期限内に第３条に規定する検収を完了することができないとき（第９条により契約を解除した場合を除く。）は、甲は乙より遅延賠償金を徴したうえで、履行期限を延長することができる。

３　前項の遅延賠償金は、延長日数に応じて、第１項の規定する額とする。

　（契約の解除）

第９条　甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方は何らの通知等を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

（１）　乙の実績により、物品の安定供給を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

（２）　甲及び乙又はその代理人若しくは使用人において、契約の締結若しくは履行にあたり不正な行為をしたとき。

（３）　乙若しくはその代理人若しくは使用人において、正当な理由なく甲の監督若しくは検収の実施にあたりその指示に従わないとき又はその職務執行を妨害したとき。

（４）　乙の株主若しくは役員の変更又は主要な使用人の退職により、この契約の履行が従前と比して著しく困難になったとき。

（５）　手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（６）　乙が銀行取引停止処分又は差押、仮差押、仮処分若しくは競売その他の強制執行若しくは租税滞納処分を受けたとき。

（７）　乙において破産、特定調停手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

（８）　乙が解散しようとし、若しくは営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとし、若しくは転廃業しようとしたとき又は監督官公庁から営業の取消、若しくは停止等の処分を受けたとき。

（９）　前各号のほか、本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。

２　甲又は乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。

３　甲又は乙の事情により一方が契約の解除を申し出たときは、その日から14日以内に甲及び乙による協議を行うこととする。この場合において、解除の期日その他の条件については、当該協議の場において決定することとし、その内容については甲乙それぞれが記名押印した書面を交換することで確認することとする。

（債務不履行責任）

第10条　甲及び乙は、本契約に基づく債務を履行しないこと、又は前条第１項第１号から第８号までのいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合は、その損害額等について協議のうえ、本契約の解除の有無にかかわらず、本契約締結にかかる入札において乙が入札書に記載した金額相当額を限度として賠償責任を負うものとする。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害並びに当事者の予見し得ない特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、賠償責任の範囲外とする。

（一般的損害及び不可抗力による損害）

第11条　物品の引き渡し前に生じた損害及び処理過程での発生品に関する損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

２　甲は、不可抗力によって生じた損害について、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認めるときは、損害額を認定し、その一部を負担することができる。

（第三者に及ぼした損害）

第12条　この契約の履行につき第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責及び負担については、甲乙協議して決定することとする。

　（管轄裁判所）

第13条　本契約に関する訴訟については、那覇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（誠実協議）

第14条　本契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

（遵守義務）

第15条　乙は、本契約条項のほか、浦添市及びその執行機関の定める例規その他の法令を遵守しなければならない。

第二部　物品の売買に関する条項

（契約不適合責任）

第16条　納入された物品が種類、品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲は乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項の契約不適合が甲の責に帰するべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

（契約不適合責任期間）

第17条　乙が契約不適合の物品を甲に引き渡した場合において、甲がその契約不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時のその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

以下余白